

【クリーンピア21回数券の払戻について】

閉館に伴い、これまでにクリーンピア21回数券（プリペイドカード）を購入されており、未使用分が残っている方には、次のとおり払戻（還付）を行います。

払戻をご希望される方は、下記をよくお読みいただき、手続きを行ってください。

●クリーンピア21回数券(プリペイドカード)について

- ・クリーンピア21回数券（プリペイドカード）に印字されている金額の払戻を行います。
ただし、未使用のクリーンピア21回数券については、購入金額分のみ（6,000円または3,000円）の返金となります。

注1）破損等により残額が確認できないものについては払戻できませんのでご了承ください。

注2）偽造、変造されたものについては払戻できません。

注3）原則、払戻はおひとり様一回限りとします。

注4）「プール御招待券」、「プール入場券」は払戻の対象外となります。

注5）不正に使用されているカードについては払戻できません。

●手続き時期・方法について

【手続き開始日】 令和5年3月13日（月）から

【日 時】 月曜日から金曜日（祝日を除く）
午前9時から午後4時まで

【場 所】 柏羽藤環境事業組合 管理棟事務所 総務課管財係

【方 法】 残額のある回数券（プリペイドカード）を、柏羽藤環境事業組合管理棟事務所窓口にて返却いただいた上で「クリーンピア21回数券払戻請求書（兼領収書）」に必要事項を記入していただきます。

【必要なもの】 払戻を行うクリーンピア21回数券、本人確認ができるもの（保険証 運転免許証等）

●問い合わせ先

柏羽藤環境事業組合 総務課管財係 TEL：072-976-3333